二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）	中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）
一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報	一　中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報
二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）	二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
一　中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）	一　中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）	二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
中期計画に定めた項目 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
一　中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）	一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ・ロ　（略） ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
中期計画に定めた項目 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書

2　（略）